



公益社団法人 日本整形外科学会 開業医の皆さまへ

団体割引
20%
適用

開業医の先生のための 診療所医師賠償責任保険のご案内

(医師特約条項・医療施設特約条項付き賠償責任保険)

診療所の開設者・管理者のための賠償責任保険

会員が開設者または管理者となる個人および法人(一人医師医療法人を含みます)の診療所(19床以下の医療施設)が対象となります。
医療行為に起因する医療事故に加え、医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備や給食等の取扱いに起因する賠償事故も補償します。

New

診療所 サイバー保険を 新規追加

サイバーリスクセキュリティ事故や情報漏えいに起因して生じる賠償責任・事故対応費用を総合的に補償する保険です。



New

傷害担保追加条項を 新規追加

開業医本人および従業員のケガを補償します。特定感染症(新型コロナウイルスを含みます)によって入院した場合も補償します。



「傷害見舞費用担保追加条項」理学療法を実施する医療施設にオススメ

医療施設において患者がケガをした際の入院・通院見舞費用を補償します。

ご加入の先生には 「Medical Safety club」の サービスをご利用 いただけます。

医療機関のリスクマネジメント活動に資する様々な情報をWebサイトとメールマガジンでご提供するサービスです。(くわしい内容につきましては、6月下旬にお届けする加入者証と一緒にご案内します。)

保険期間

2021年5月1日午後4時から1年間

INDEX

1	診療所医師賠償責任保険の概要	P 2
2	この保険制度にご加入いただけるのは…	P 2
3	この保険制度の被保険者(補償を受けられる方は)…	P 2
4	お支払いする保険金の種類は…	P 2
5	保険金をお支払いできない場合は…	P 2-3
6	刑事弁護士費用担保追加条項(医師特約条項用) 追加保険料なしで自動セット	P 3
7	保険期間	P 4
8	加入方法	P 4
9	保険金額と保険料 診療所契約(基本契約・普通契約)	P 5-6
10	医師特約条項オプション 勤務医師包括担保追加条項	P 7
11	医療施設特約条項オプション 借家人賠償責任担保追加条項 傷害見舞費用担保追加条項 理学療法を実施する医療施設にオススメ	P 8 P 9
12	併売商品 看護職賠償責任保険(包括契約) 医療従事者賠償責任保険(包括契約) 医療機関受託者賠償責任保険 医療廃棄物排出者責任保険 雇用慣行賠償責任保険 New 傷害担保追加条項 新型コロナ対応 New 診療所サイバー保険	P 10-11 P 12-13 P 14 P 15 P 16 P 17 P 19
	診療所医師賠償責任保険 Q & A	P 24
	事故が起こった場合は…	P 25
	ご 注 意	P 26

1

診療所医師賠償責任保険の概要

この保険は、医療事故に関する賠償責任保険と医療施設の欠陥・給食等の事故に関する賠償責任保険がセットになっており、
医業の安定経営のために必要不可欠の内容となっています。

医師特約の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

医療施設特約の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中^(注1)に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

（注1）医療施設の内外で行われる業務遂行に起因して生じた事故が対象となります。

※ 賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

2

この保険制度にご加入いただけるのは…

次の条件にすべて合致する場合となります。

- ① 日本整形外科学会の会員であること。
- ② 医療施設の開設者または管理者であること。開設者が法人の場合にはその法人の代表者であること。
- ③ 医院・クリニック・診療所等の19床以下の医療施設であること。
[医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。20床以上の病院はご加入になれません。]

3

この保険制度の被保険者（補償を受けられる方は）…

医療施設の開設者の方がご加入の場合

医師特約条項

開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。※ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

医療施設特約条項

記名被保険者（加入者証に被保険者として記載される方）である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

4

お支払いする保険金の種類は…

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

医師特約条項

- ① 法律上の損害賠償金（治療費、休業損害、慰謝料など）
- ② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

医療施設特約条項

- ① 法律上の損害賠償金
 - ・身体賠償事故の場合……………治療費、休業損失、慰謝料など
 - ・財物賠償事故の場合……………修理費、再調達費など^(※)
 - （※）修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
 - ・人格権侵害事故の場合……………慰謝料など
- ② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

この保険では、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

5

保険金をお支払いできない場合は…

次のような場合、保険金お支払いの対象となりません。

賠償責任保険共通の免責事由

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任^(※)
- ② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事象または暴動によって生じた賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④ 記名被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任^(※)
- ⑥ 他人から賃借したり、預かっている財物の損傷事故
- ⑦ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任

（※）当会社が保険金を支払わないのはその被保険者が被る損害にかぎります。

など

医師特約に関する免責事由

- ① 医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ② 美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③ 医療の結果を保証することによって加重された責任

など

医療施設特約に関する免責事由

▼ 医療施設業務担保条項

- ① 被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任。
- ② 看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、当社が保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害に限ります。
- ③ 医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ④ 航空機、自動車（原動機付自転車も含みます。）または医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任（放射線照射は、医療放射線を除きます。）

▼ 人格権侵害担保条項

- ① 被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③ 被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

など

追加保険料なしで自動セット

6

刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用）

被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師^(注)が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、保険期間中に業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）（注）一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

保険金額

1事故あたりおよび保険期間中の保険金額は **500万円** となります。

※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに通用するものとします。

保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為の対象者が、日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

なお、次の費用はお支払いの対象外になりますのでご注意ください。

- 公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用
- 弁護士法に基づく活動を逸脱する行為に関する弁護士費用 など

保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時^(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。

（注）刑の確定時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時^(注1)
- ② 裁判所が略式命令を発した時^(注2)
- ③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^(注3)

（注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

（注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

（注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する損害

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象

次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥ 所定の免許を有しないものが行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など

用語のご説明	業務上過失致死傷罪	刑法第 211 条第 1 項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致死傷罪をいいます。
	送検	刑事訴訟法第 203 条第 1 項または同第 246 条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
	刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
	弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
	訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第 2 条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第 500 条の 2 の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

2021年5月1日午後4時から2022年5月1日午後4時まで1年間となります。

医師特約については被保険者が日本国内で行った医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合、および医療施設特約の対象となる事故がこの保険期間内に発生した場合が対象となります。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。ただし、初年度契約締結前（その保険契約を最初にご契約になったときより前）に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いすることができません。

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

新規で
ご加入の場合

前年、口座振替で
ご加入の場合

前年、銀行振込で
ご加入の場合

途中で
ご加入の場合

別紙

「診療所医師賠償責任保険加入依頼書」にもれなくご記入・ご捺印ください。

別紙

「診療所医師賠償責任保険加入依頼書」をご確認いただき、変更箇所のみご記入いただき、ご署名・ご捺印ください。

中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までとし、翌月1日から2022年5月1日までの保険期間とします。「診療所医師賠償責任保険加入依頼書」にもれなくご記入・ご捺印ください。

保険料、振込先は下記取扱保険代理店までお問い合わせください。次年度の保険料は口座引落としとなりますので、「預金口座振替依頼書」をご提出ください。


保険料のお支払方法は口座引落としとなります。

預金口座振替依頼書をもれなくご記入・ご捺印ください。

— 翌年度以降は特段のお申し出がないかぎり保険が自動継続になります。—

申込締切日 **2021年2月15日(月)**

「診療所医師賠償責任保険加入依頼書」 「預金口座振替依頼書」 を郵送でお送りください。

2021年2月16日～2022年4月30日の期間は、 保険料のお振込みにてご加入いただけます。

口座振替日 **2021年3月29日(月)**

※残高不足などで、万一保険料の振替ができなかった場合は、2021年4月中旬に学会指定口座への銀行振込みをご案内させていただきます。

※この制度では保険料収納業務を第一生命カードサービス株式会社に委託しております。口座振替手数料として保険料とは別に121円がご加入者負担となります。

※保険は自動継続となります。ただし、学会員の資格を喪失した場合は、更新日をもって補償は終了しますので、ご了承ください。

申込締切日 **2021年4月30日(金)**

申込加入締切日 **毎月末日〆切 翌月1日加入**

ご加入いただく「型」の保険料をご確認のうえ、お振込みください。

※ **銀行窓口送金** **ATM送金** **インターネットバンキング送金** いずれもOKです。

振込先

みずほ銀行 東京中央支店 普通 1881291
公益社団法人 日本整形外科学会
医師賠償責任保険口

お手続き完了・加入者証の発行
(2021年5月1日保険始期の加入者証は
2021年6月下旬頃にお送りします。)

お手続き完了・加入者証の発行
補償開始月の約1か月後

※ご注意 団体契約のため、先生個人への領収証は発行できません。必要な方は「加入者証」にて代用してください。
※ご依頼人は会員本人の氏名でお振込みください。※振込手数料はご依頼人のご負担となっております。

連絡先・送付先

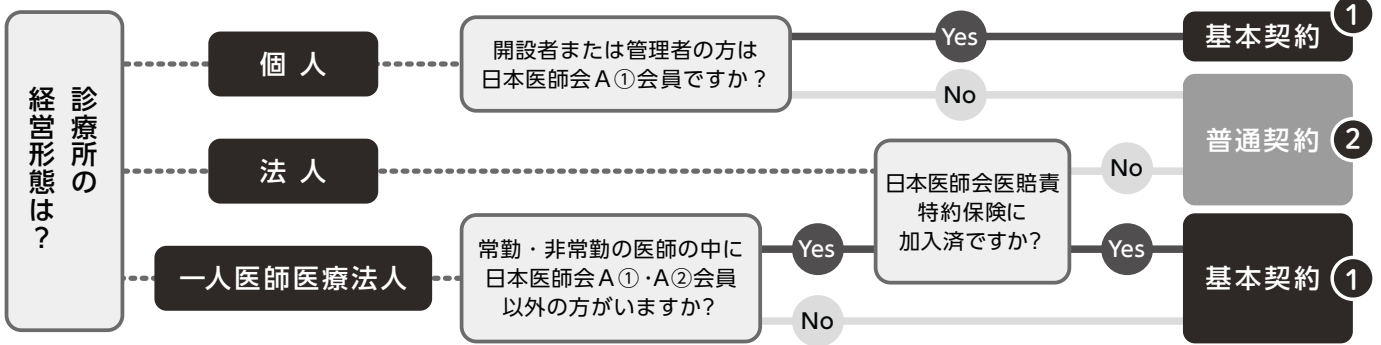
取扱保険代理店 **株式会社 カイトー**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6
Tel. 03(3369)8811 / Fax. 03(3369)8851

9

保険金額と保険料

① ご加入タイプの決め方



① 診療所契約 (基本契約) (日本医師会A会員・日医医賠償特約保険加入済用)

保険金額 (お支払いする保険金の支払限度額) と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型		保険金額							年間保険料
		医療上の事故 (医師特約)		建物・設備の使用管理上の事故 (医療施設特約)			人格権侵害事故		
		対人1事故につき	対人期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	1名につき	1事故期間中	
医師特約	医療施設特約	自己負担額なし							有床・無床診療所共通
1型	New 300型	100万円	300万円	3億円	6億円	3,000万円	1,000万円	1億円	7,456円
	200型			2億円	4億円	2,000万円			7,176円
	150B型			1億5,000万円	15億円	3,000万円			7,480円
	100B型			1億円	10億円	2,000万円			7,344円
	100A型			1億円	5億円	1,000万円			7,080円
	100型			1億円	2億円	1,000万円			6,896円
	70型			7,000万円	1億4,000万円	700万円			6,792円
	50型			5,000万円	1億円	500万円			6,696円
	30型			3,000万円	6,000万円	300万円			6,568円
	10型			1,000万円	2,000万円	100万円			6,408円

中途加入される場合の保険料

申込日 (締切)		5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31	
補償開始日		6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	
加入型	1型	300型	6,835円	6,213円	5,592円	4,971円	4,349円	3,728円	3,107円	2,485円	1,864円	1,243円	621円
		200型	6,578円	5,980円	5,382円	4,784円	4,186円	3,588円	2,990円	2,392円	1,794円	1,196円	598円
		150B型	6,857円	6,233円	5,610円	4,987円	4,363円	3,740円	3,117円	2,493円	1,870円	1,247円	623円
		100B型	6,732円	6,120円	5,508円	4,896円	4,284円	3,672円	3,060円	2,448円	1,836円	1,224円	612円
		100A型	6,490円	5,900円	5,310円	4,720円	4,130円	3,540円	2,950円	2,360円	1,770円	1,180円	590円
		100型	6,322円	5,746円	5,172円	4,598円	4,022円	3,448円	2,874円	2,298円	1,724円	1,150円	574円
		70型	6,226円	5,660円	5,094円	4,528円	3,962円	3,396円	2,830円	2,264円	1,698円	1,132円	566円
		50型	6,138円	5,580円	5,022円	4,464円	3,906円	3,348円	2,790円	2,232円	1,674円	1,116円	558円
		30型	6,021円	5,473円	4,926円	4,379円	3,831円	3,284円	2,737円	2,189円	1,642円	1,095円	547円
		10型	5,874円	5,340円	4,806円	4,272円	3,738円	3,204円	2,670円	2,136円	1,602円	1,068円	534円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

② 診療所契約 (普通契約)

保険金額 (お支払いする保険金の支払限度額) と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型		保険金額							年間保険料	
		医療上の事故 (医師特約)		建物・設備の使用管理上の事故 (医療施設特約)			人格権侵害事故			
		自己負担額なし							無床 診療所	有床 診療所
医師特約	医療施設 特約	対人1事故 につき	対人 期間中	対人1名 につき	対人1事故 につき	対物1事故 につき	1名 につき	1事故 期間中		
New 300型	300型	3億円	9億円	3億円	6億円	3,000万円	1,000万円	1億円	133,904円	154,264円
200型	200型	2億円	6億円	2億円	4億円	2,000万円			107,040円	123,320円
100型	150B型	1億円	3億円	1億5,000万円	15億円	3,000万円			80,760円	92,952円
100型	100B型	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円			80,624円	92,816円
100型	100型	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円			80,176円	92,368円
70型	70型	7,000万円	2億1,000万円	7,000万円	1億4,000万円	700万円			72,640円	83,688円
50型	50型	5,000万円	1億5,000万円	5,000万円	1億円	500万円			66,688円	76,840円
30型	30型	3,000万円	9,000万円	3,000万円	6,000万円	300万円			54,528円	62,824円
10型	10型	1,000万円	3,000万円	1,000万円	2,000万円	100万円			30,176円	34,760円

中途加入される場合の保険料

申込日 (締切)		5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31		
補償開始日		6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1		
加入型	300型	300型	無床	122,745円	111,587円	100,428円	89,269円	78,111円	66,952円	55,793円	44,635円	33,476円	22,317円	11,159円
		300型	有床	141,409円	128,553円	115,698円	102,843円	89,987円	77,132円	64,277円	51,421円	38,566円	25,711円	12,855円
	200型	200型	無床	98,120円	89,200円	80,280円	71,360円	62,440円	53,520円	44,600円	35,680円	26,760円	17,840円	8,920円
		200型	有床	113,043円	102,767円	92,490円	82,213円	71,937円	61,660円	51,383円	41,107円	30,830円	20,553円	10,277円
	100型	150B型	無床	74,030円	67,300円	60,570円	53,840円	47,110円	40,380円	33,650円	26,920円	20,190円	13,460円	6,730円
		150B型	有床	85,206円	77,460円	69,714円	61,968円	54,222円	46,476円	38,730円	30,984円	23,238円	15,492円	7,746円
	100型	100B型	無床	73,905円	67,187円	60,468円	53,749円	47,031円	40,312円	33,593円	26,875円	20,156円	13,437円	6,719円
		100B型	有床	85,081円	77,347円	69,612円	61,877円	54,143円	46,408円	38,673円	30,939円	23,204円	15,469円	7,735円
	100型	100型	無床	73,495円	66,813円	60,132円	53,451円	46,769円	40,088円	33,407円	26,725円	20,044円	13,363円	6,681円
		100型	有床	84,671円	76,973円	69,276円	61,579円	53,881円	46,184円	38,487円	30,789円	23,092円	15,395円	7,697円
	70型	70型	無床	66,586円	60,534円	54,480円	48,426円	42,374円	36,320円	30,266円	24,214円	18,160円	12,106円	6,054円
		70型	有床	76,714円	69,740円	62,766円	55,792円	48,818円	41,844円	34,870円	27,896円	20,922円	13,948円	6,974円
	50型	50型	無床	61,130円	55,574円	50,016円	44,458円	38,902円	33,344円	27,786円	22,230円	16,672円	11,114円	5,558円
		50型	有床	70,436円	64,034円	57,630円	51,226円	44,824円	38,420円	32,016円	25,614円	19,210円	12,806円	6,404円
	30型	30型	無床	49,984円	45,440円	40,896円	36,352円	31,808円	27,264円	22,720円	18,176円	13,632円	9,088円	4,544円
		30型	有床	57,589円	52,353円	47,118円	41,883円	36,647円	31,412円	26,177円	20,941円	15,706円	10,471円	5,235円
10型	10型	無床	27,661円	25,147円	22,632円	20,117円	17,603円	15,088円	12,573円	10,059円	7,544円	5,029円	2,515円	
	10型	有床	31,863円	28,967円	26,070円	23,173円	20,277円	17,380円	14,483円	11,587円	8,690円	5,793円	2,897円	

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

10

医師特約条項オプション

勤務医師包括担保追加条項

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。この追加条項を医療施設がご加入の医師特約と合わせてご加入になることにより、医療施設の開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者である医師の方個人を被保険者とすることができます。

※この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。

※この追加条項は加入者証記載の医療施設の使用人以外の方が、その医療施設で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿（医師名簿）をご加入医療施設において常時備えつけておくことが必要となります。

※加入型（保険金額）はこの追加条項がセットされる主契約の医師特約の保険金額を上回らないものとします。

保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間1年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額		年間保険料
	医療上の事故（医師特約）		
	対人1事故につき	対人期間中	有床・無床診療所共通
New 300型	3億円	9億円	38,513円
200型	2億円	6億円	30,785円
150型	1億5,000万円	4億5,000万円	26,921円
100型	1億円	3億円	23,057円
70型	7,000万円	2億1,000万円	20,894円
50型	5,000万円	1億5,000万円	19,192円
30型	3,000万円	9,000万円	15,692円
10型	1,000万円	3,000万円	8,659円
1型	100万円	300万円	1,874円

中途加入される場合の保険料

申込日（締切）	5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31	
補償開始日	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	
加入型	300型	35,304円	32,094円	28,885円	25,675円	22,466円	19,257円	16,047円	12,838円	9,628円	6,419円	3,209円
	200型	28,220円	25,654円	23,089円	20,523円	17,958円	15,393円	12,827円	10,262円	7,696円	5,131円	2,565円
	150型	24,678円	22,434円	20,191円	17,947円	15,704円	13,461円	11,217円	8,974円	6,730円	4,487円	2,243円
	100型	21,136円	19,214円	17,293円	15,371円	13,450円	11,529円	9,607円	7,686円	5,764円	3,843円	1,921円
	70型	19,153円	17,412円	15,671円	13,929円	12,188円	10,447円	8,706円	6,965円	5,224円	3,482円	1,741円
	50型	17,593円	15,993円	14,394円	12,795円	11,195円	9,596円	7,997円	6,397円	4,798円	3,199円	1,599円
	30型	14,384円	13,077円	11,769円	10,461円	9,154円	7,846円	6,538円	5,231円	3,923円	2,615円	1,308円
	10型	7,937円	7,216円	6,494円	5,773円	5,051円	4,330円	3,608円	2,886円	2,165円	1,443円	722円
	1型	1,718円	1,562円	1,406円	1,249円	1,093円	937円	781円	625円	469円	312円	156円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

借家人賠償責任担保追加条項

医療機関の開設者が借用する医療施設を、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する賠償責任を補償します。

1 保険金をお支払いする場合

開設者が借用する建物の戸室（医療施設）につき、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する賠償責任（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

2 ご加入いただける方

医療施設
（医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設）の開設者

3 被保険者

- ・医療施設（医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設）の開設者
- ・開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者証記載の医療施設の業務に従事する方

4 お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

5 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ② 借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する賠償責任
- ③ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因する賠償責任
- ④ 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する賠償責任 など

保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間1年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額		年間保険料 (1診療所あたり)
	自己負担額	1,000円	有床・無床診療所共通
B3型	5,000万円		8,640円
B2型	3,000万円		5,440円
B1型	1,000万円		3,600円

中途加入される場合の保険料

申込日（締切）	5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31	
補償開始日	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	
加入型	B3型	7,920円	7,200円	6,480円	5,760円	5,040円	4,320円	3,600円	2,880円	2,160円	1,440円	720円
	B2型	4,987円	4,533円	4,080円	3,627円	3,173円	2,720円	2,267円	1,813円	1,360円	907円	453円
	B1型	3,300円	3,000円	2,700円	2,400円	2,100円	1,800円	1,500円	1,200円	900円	600円	300円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

理学療法を実施する医療施設におすすめ!

傷害見舞費用担保追加条項

医療施設において、医療施設利用者（入院患者を除きます。）が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。理学療法を実施する医療施設にオススメのプランです。理学療法中に患者が転ぶ等のケガをした際の入院・通院費用をお支払いします。

1 保険金をお支払いする場合

医療施設において、医療施設の利用者が急激かつ偶然な外来の事故（※1）により身体に傷害（※2）を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。
（※1）法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。

（※2）「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。

ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

- ① 偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
- ② 医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎります。

（注）利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。

- ▶ 被保険者（法人の場合は理事、取締役等）およびその者と同居または生計を共にする親族
- ▶ 医療施設の業務に従事中的者
- ▶ 医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中的者
- ▶ 医療施設に入院中の者

2 被保険者

医療施設
（医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設）の開設者

3 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③ 被傷者（利用者）の故意または重大な過失
- ④ 被傷者（利用者）の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被傷者（利用者）が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑥ 被傷者（利用者）の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑦ 被傷者（利用者）の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 など

保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間1年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額									年間保険料 (1診療所あたり)
	1名につき									
	死亡・後遺障害見舞費用保険金	入院見舞費用保険金				通院見舞費用保険金				有床・無床診療所共通
		入院期間				通院日数				
	31日以上	15日以上30日以内	8日以上14日以内	7日以内	31日以上	15日以上30日以内	8日以上14日以内	7日以内		
C1型	50万円	10万円	5万円	3万円	2万円	5万円	3万円	2万円	1万円	1,724円

中途加入される場合の保険料

申込日（締切）	5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31
補償開始日	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1
加入型	C1型	1,580円	1,437円	1,293円	1,149円	1,006円	862円	718円	575円	431円	287円
											144円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

看護職賠償責任保険(包括契約)

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、看護職の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

1 保険の概要

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- ※1 保険金お支払対象の事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

2 ご加入いただける方

医療施設
(医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設)の開設者

3 被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、

以下のようなメリットがあります。

- ① 加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。
- ② ご契約内容の変更手続(看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要です。
- ③ 付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ④ 過去に退職された看護職の方も対象となります。

4 お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)
▶被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ② 争訟費用等
▶弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

5 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③ 戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④ 地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤ 特別な約定により加重された責任
- ⑥ 海外での医療行為
- ⑦ 初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。
※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

6 ご契約にあたってのご注意

- ① ご勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
- ② 保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。
- ③ 事故発生時にはその看護職が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

看護職賠償責任保険(包括契約)のつづき

保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額		年間保険料 (1診療所あたり)
	1事故	期間中	
K 8型	2億円	6億円	8,440円
K 7型	1億円	3億円	7,680円
K 6型	7,000万円	2億1,000万円	6,990円
K 5型	5,000万円	1億5,000万円	6,540円
K 4型	3,000万円	9,000万円	5,920円
K 3型	1,000万円	3,000万円	3,890円
K 2型	500万円	1,500万円	2,750円
K 1型	100万円	300万円	1,140円

中途加入される場合の保険料

申込日(締切)	5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31	
補償開始日	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	
加入型	K 8型	7,737円	7,033円	6,330円	5,627円	4,923円	4,220円	3,517円	2,813円	2,110円	1,407円	703円
	K 7型	7,040円	6,400円	5,760円	5,120円	4,480円	3,840円	3,200円	2,560円	1,920円	1,280円	640円
	K 6型	6,408円	5,825円	5,243円	4,660円	4,078円	3,495円	2,913円	2,330円	1,748円	1,165円	583円
	K 5型	5,995円	5,450円	4,905円	4,360円	3,815円	3,270円	2,725円	2,180円	1,635円	1,090円	545円
	K 4型	5,427円	4,933円	4,440円	3,947円	3,453円	2,960円	2,467円	1,973円	1,480円	987円	493円
	K 3型	3,566円	3,242円	2,918円	2,593円	2,269円	1,945円	1,621円	1,297円	973円	648円	324円
	K 2型	2,521円	2,292円	2,063円	1,833円	1,604円	1,375円	1,146円	917円	688円	458円	229円
	K 1型	1,045円	950円	855円	760円	665円	570円	475円	380円	285円	190円	95円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

医療従事者賠償責任保険(包括契約)

医療従事者^(※)の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(※) 診療放射線技師(診療エックス線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士をいいます。

医療従事者(診療放射線技師(診療エックス線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

1 保険の概要

- ① 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)
- ② 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)
- ③ 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- ④ 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)
- ⑤ 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- ⑥ 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)
- ⑦ 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- ⑧ 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- ⑨ 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- ⑩ 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)
- ⑪ 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- ⑫ 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- ⑬ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- ⑭ 救命救急士法(平成3年法律第36号)

※1 保険金をお支払対象の事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

2 ご加入いただける方

医療施設
(医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設)の開設者

3 被保険者

加入者証記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象となるため以下のようなメリットがあります。

- ① 加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
- ② 付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③ 過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

4 お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)
▶被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ② 争訟費用等
▶弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など
(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

医療従事者賠償責任保険(包括契約)のつづき

5 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 前記法律に違反して行った業務
- ③ 戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④ 地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤ 特別な約定により加重された責任
- ⑥ 海外での医療行為
- ⑦ 初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合
※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

6 ご加入にあたっての注意

- ① ご勤務される医療従事者の方を一括して付保するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ② 保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③ 事故発生時にはその医療従事者が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額		年間保険料 (1診療所あたり)
	1事故	期間中	
J8型	2億円	6億円	560円
J7型	1億円	3億円	419円
J6型	7,000万円	2億1,000万円	382円
J5型	5,000万円	1億5,000万円	358円
J4型	3,000万円	9,000万円	322円
J3型	1,000万円	3,000万円	211円
J2型	500万円	1,500万円	150円
J1型	100万円	300万円	62円

中途加入される場合の保険料

申込日(締切)	5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31	
補償開始日	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	
加入型	J8型	513円	467円	420円	373円	327円	280円	233円	187円	140円	93円	47円
	J7型	384円	349円	314円	279円	244円	210円	175円	140円	105円	70円	35円
	J6型	350円	318円	287円	255円	223円	191円	159円	127円	96円	64円	32円
	J5型	328円	298円	269円	239円	209円	179円	149円	119円	90円	60円	30円
	J4型	295円	268円	242円	215円	188円	161円	134円	107円	81円	54円	27円
	J3型	193円	176円	158円	141円	123円	106円	88円	70円	53円	35円	18円
	J2型	138円	125円	113円	100円	88円	75円	63円	50円	38円	25円	13円
	J1型	57円	52円	47円	41円	36円	31円	26円	21円	16円	10円	5円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

医療機関受託者賠償責任保険

患者さんから預かった身の回り品などを保管している間に、不注意による財物の損壊などによって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

1 医療機関受託者賠償責任保険の概要

病院・診療所等の医療機関が患者から預かった受託物（身の回りのもの）を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

2 ご加入いただける方

医療施設
（医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設）の開設者

3 お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金
 - ▶ 受託物の修理費
 - ▶ 再調達費用（同等の物を新たに購入するために必要な費用）
 - ※ 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
- ② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

4 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ① 被保険者の故意による損害
- ② 暴動、地震、洪水等の異常災害による損害
- ③ 被保険者、同居の親族、使用人が行いまたは加担した盗難・詐欺による損害
- ④ 現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書などの損害
- ⑤ 受託物の自然の消耗が原因で生じた損害（虫食い、ねずみ食いなどの損害を含みます。）
- ⑥ 屋根、とい、扉、窓もしくは通風筒から入った雨・雪等による損害
- ⑦ 受託物を返還してから30日以上経過してから発見された損害
- ⑧ 紛失
- ⑨ 受託物を修理・加工したことにより生じた損害 など

保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間1年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額		年間保険料 （1診療所あたり）
	自己負担額	5,000円	有床・無床診療所共通
X1型	50万円		4,620円

中途加入される場合の保険料

申込日（締切）	5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31	
補償開始日	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	
加入型	X1型	4,240円	3,850円	3,470円	3,080円	2,700円	2,310円	1,930円	1,540円	1,160円	770円	390円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

医療廃棄物排出者責任保険

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、所定の法律に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など、法律上の賠償責任をお支払いする保険です。

1 保険の概要

- 医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、国内バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）に基づく措置命令（回収命令）^(注1)・除去費用の求償^(注2)を受けた場合に廃棄物の除去や汚染土壌の浄化にかかる費用（自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額）などを保険金額（お支払いする保険金の限度額）を限度に補償します。
 - 国内に不法投棄された場合で、次の要件をすべて満たした場合は、措置命令・除去費用の求償が出されなくても、措置命令・除去費用の求償を受けたものとみなして、医療機関の排出者責任の範囲内で保険金額（お支払いする保険金の限度額）を限度にお支払いします。（自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額）
 - ① 行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること。
 - ② 投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること。
 - ③ 投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に除去されることが明確であること。
- (注1) 措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。
 (注2) 除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去したうえでその費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

2 補償地域

(保険の対象となる地域)
 日本国内とします。ただし、海外に不法投棄され日本国政府より措置命令を受けた場合は、投棄された国を問いません

3 被保険者

医療施設（医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設）の開設者

4 お支払いする保険金

- ① 廃棄物処理法・国内バーゼル法による措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
- ② 投棄廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
- ③ 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）
 ※上記①②については、複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当の範囲内の損害が対象となります。

5

保険金をお支払いできない主な場合

- 次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。
- ① 被保険者が不法投棄した、または不法投棄されることを認識しながら処理を委託した廃棄物に起因する事故。
 - ② 被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合
 - ③ 被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合
 - ④ 被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合
 - ⑤ 不動産価格の下落
 - ⑥ 廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊
 - ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する賠償責任 など

保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

約定損害てん補割合 90%
 （保険期間1年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額		年間保険料 (1診療所あたり)	
	自己負担額なし		無床診療所	有床診療所
	1事故・期間中			
Y3型	3億円		9,140円	12,530円
Y2型	1億円		8,020円	10,990円
Y1型	5,000万円		7,320円	10,030円

中途加入される場合の保険料

申込日（締切）		5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31	
補償開始日		6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	
加入型	Y3型	無床	8,380円	7,620円	6,860円	6,090円	5,330円	4,570円	3,810円	3,050円	2,290円	1,520円	760円
		有床	11,490円	10,440円	9,400円	8,350円	7,310円	6,270円	5,220円	4,180円	3,130円	2,090円	1,040円
	Y2型	無床	7,350円	6,680円	6,020円	5,350円	4,680円	4,010円	3,340円	2,670円	2,010円	1,340円	670円
		有床	10,070円	9,160円	8,240円	7,330円	6,410円	5,500円	4,580円	3,660円	2,750円	1,830円	920円
	Y1型	無床	6,710円	6,100円	5,490円	4,880円	4,270円	3,660円	3,050円	2,440円	1,830円	1,220円	610円
		有床	9,190円	8,360円	7,520円	6,690円	5,850円	5,020円	4,180円	3,340円	2,510円	1,670円	840円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

雇用慣行賠償責任保険

医療施設の開設者等が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求に対し、開設者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償する保険です。

1 保険の概要

被保険者が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求^(※)に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。
 ※被保険者の役員、従業員、就労希望者または医療の対象者（患者）よりなされた損害賠償請求にかぎりません。医療の対象者（患者）については、セクシャルハラスメントに起因する損害賠償請求のみ補償します。

2 ご加入いただける方

医療施設
 （医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設）の開設者

3 被保険者

- ① 医療施設（医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設）の開設者
- ② 記名被保険者の役員、理事長
- ③ 記名被保険者の従業員（パートタイム労働者、アルバイト等を含みます。）

4 補償地域

（保険の対象となる地域）
 日本国内のみ

5 お支払いする保険金

- ① 法律上の損害賠償金 ▶ 慰謝料、休業補償、法律上賠償すべき差額賃金 など
- ② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）▶ 訴訟費用、弁護士報酬 など

6

保険金をお支払いしない主な場合

- ① 労働争議、労働交渉、社内内紛、事業縮小または倒産等に起因する損害賠償請求
 - ② 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
 - ③ 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
 - ④ セクシャルハラスメントを行った当事者個人に対する損害賠償請求
 - ⑤ 保険証券記載の遡及日^{*}より前に行われた保険対象事由に起因する損害賠償請求
 - ⑥ 保険証券記載の遡及日^{*}より前に被保険者に対して提起されていた訴訟に起因する損害賠償請求
 - ⑦ 保険契約の開始日において、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合
 - ⑧ 労働者災害補償保険法等により被保険者が負担する賠償責任
 - ⑨ 民事または刑事上の罰金、懲罰的賠償金
 - ⑩ 日本国外でなされた損害賠償請求
 - ⑪ 契約上加重された賠償責任 など
- ^{*}「保険証券記載の遡及日」とは、通常初年度契約の契約始期日となります。

① **解雇** 解雇が実際に行われていること ※雇用期間満了・退職は対象外

② **差別** 以下をみたまのをいいます。

- ・差別内容が明確になっていること ※「上司に気に入られていない」といった理由によるものは対象外
- ・差別による「雇用行為」が行われていること ※差別による「精神的苦痛」は対象外
- ・就労希望者の場合は、使用者（記名被保険者）の採用意思が明らかであること

③ **セクハラ** 以下をみたまのをいいます。

- ・役員、従業員、医療の対象者（患者）に対して「セクハラ」行為が行われたこと ※取引先におけるセクハラ行為は対象外
- ・直接のセクハラ行為者以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること
- ・就労希望者の場合は、使用者（記名被保険者）の採用意思が明らかであること

用語の解説

保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

約定損害てん補割合90%
 （保険期間1年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額		年間保険料 (1診療所あたり)
	自己負担額 50万円		
Z1型	1事故・期間中		有床・無床診療所共通
	1,000万円		16,000円

中途加入される場合の保険料

申込日（締切）	5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31
補償開始日	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1
加入型 Z1型	14,670円	13,330円	12,000円	10,670円	9,330円	8,000円	6,670円	5,330円	4,000円	2,670円	1,330円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

傷害担保追加条項

(同時セット: 特定感染症危険担保追加条項、指定感染症追加補償特約条項)

業務に従事中の従業員のケガを補償します。

新型コロナウイルス感染、医療施設内の医療用放射線装置による被曝等による入院も補償します。

1 保険の概要

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、日本国内において、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害^(注1)、中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)、特定感染症^(注2)を発病した場合、所定の保険金をお支払いします。

(注1) 医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害を含みます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師)の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎりま。

(注2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症および三類感染症ならびに新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により指定される新型コロナウイルス感染症をいいます。

区分	感染症
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
指定感染症	新型コロナウイルス感染症

2 被保険者

医療施設(医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設)の開設者
開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者証記載の医療施設の業務に従事するもの

3 お支払いする保険金の種類

- ▶ 死亡保険金(特定感染症は除く)
- ▶ 後遺障害保険金
- ▶ 入院保険金
- ▶ 手術保険金(特定感染症は除く)
- ▶ 通院保険金
- ▶ 葬祭費用保険金(特定感染症のみ)

4

保険金をお支払いしない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③ 被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨ (原因のいかんを問わず)被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

傷害担保追加条項のつづき

保険金額(お支払いする保険金の支払限度額)と年間保険料

(保険期間1年、一括払、団体割引20%)

加入型	保険金額				年間保険料
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特性感染症葬祭費用	有床・無床診療所共通
D3型	3,000万円	10,000円	5,000円	300万円限度(実費)	269,376円
D2型	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円限度(実費)	184,448円
D1型	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円限度(実費)	111,984円

中途加入される場合の保険料

申込日(締切)	5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31	
補償開始日	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	
加入型	D3型	246,928円	224,480円	202,032円	179,584円	157,136円	134,688円	112,240円	89,792円	67,344円	44,896円	22,448円
	D2型	169,077円	153,707円	138,336円	122,965円	107,595円	92,224円	76,853円	61,483円	46,112円	30,741円	15,371円
	D1型	102,652円	93,320円	83,988円	74,656円	65,324円	55,992円	46,660円	37,328円	27,996円	18,664円	9,332円

団体割引は、日本整形外科学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
 次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

診療所サイバー保険

サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して発生する損害を包括的に補償します。

サイバー攻撃・情報漏えいリスクへの対策は万全ですか？

サイバー攻撃を受けた場合、様々な対応が必要となるとともに、貴院は被害者であると同時に取引先や顧客に対する加害者となり、損害賠償請求を受ける可能性もあります。また、業務が阻害されることで喪失利益も発生します。



サイバー攻撃



不正アクセス

標的型メール攻撃

コンピュータウイルス

ランサムウェア

なりすまし

ウェブサイト改ざん

DDoS 攻撃

内部不正



リスク1

顧客情報・機密情報の
漏えい



リスク2

システム・ネットワーク
停止



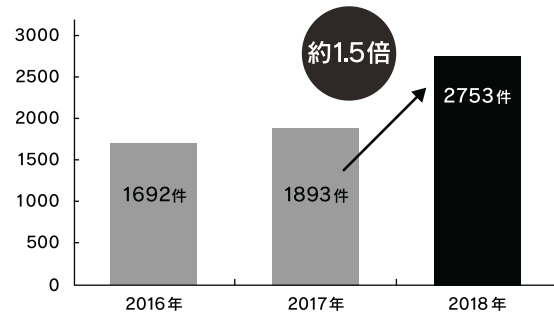
リスク3

信用力・ブランド力の
低下

日本におけるサイバー攻撃の脅威は高まっています。

2018年に検知した通常では想定されない
アクセス件数は、2017年と比較して
約1.5倍に増加

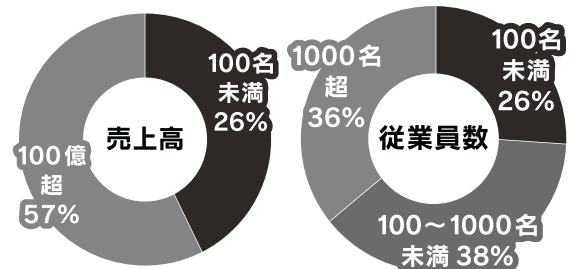
出典：警察庁「平成30年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」（インターネットとの接続点に設置したセンサーで検知した1日1IPアドレスあたりの件数）



サイバー攻撃の対象は企業規模に関係なく発生

出典：一般社団法人日本損害保険協会「サイバー保険に関する調査2018」（サイバー攻撃を受けたことがあると回答した企業の売上高および従業員数別割合）

全ての企業がサイバー攻撃をいつ受けてもおかしくない状況であり、「自院には関係ない」と他人事ではすまされません



情報漏えい事故はあとを絶たず、法規制も強化



2018年の漏えい事故は約450件、想定損害賠償額は総額約2,700億円

インターネットや電子メール経由の漏えい件数が2017年より増加

出典：日本ネットワークセキュリティ協会「2018年情報セキュリティインシデントに関する調査結果～個人情報漏えい編～（速報版）」



改正個人情報保護法（2017年5月）により、1件でも個人情報を取り扱う企業は法規制の対象

2020年の改正では、罰金の強化・課徴金制度の導入や漏えい報告の義務化等より更なる規制強化の可能性あり

企業活動のIT化の高まりや法規制を踏まえた情報漏えい対策の強化が必要になっています

医療機関におけるサイバーリスクとは？

医療機関は、医療情報等のセンシティブな情報に加え、クレジットカード等の金融情報も存在するため、サイバー犯罪者の標的になりやすいと考えられます。特に、健康保険証の番号等、有効期限の定めのない個人情報や、変更が困難な個人情報は継続利用が可能なため狙われやすく、他の業種と比較してもサイバーリスクは高いと言えます。

医療機関におけるサイバー攻撃の被害例

①賠償責任を負担することによって生じる損害

- ・院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、外部と不正な通信を行っていたことが判明。調査を行った結果、データベースに登録されている患者の個人情報が漏えいした可能性があり、一部の患者から損害賠償請求を受けた。
- ・悪意ある第三者に自院のホームページが改ざんされており、そのページを閲覧した関係先もコンピュータウイルスに感染し、損害賠償請求を受けた。

②事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用

- ・システム管理委託会社より不正アクセスを検知したという通報を受け、原因究明や影響範囲を調査したが、作業が難航したため、調査専門会社にフォレンジック調査を依頼した。
- ・院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、患者の個人情報数万人分が漏えいした可能性があったため、お詫びの品を購入して発送するとともに、患者からの問い合わせに対応するためコールセンターを設置した。

③利益損害・営業継続費用(オプション)

- ・サイバー攻撃を受け、院内のサーバーがダウンしたことで、医療行為の提供が困難な状況となり、業務を一部停止した。それに伴い、喪失利益が発生し、また、業務を継続させるために、従業員が超過勤務をした場合の超過勤務手当等の費用が発生した。

サイバー攻撃被害に伴う対応事例

サイバー攻撃を受けた場合には、各種対応のために様々な費用が発生します。加えて損害賠償金の支出や喪失利益が発生する可能性があります。

電子カルテのサーバに外部から不正アクセスの可能性があると判明した。

主な対応事項	主な対応内容	損害額(例)
原因究明	外部の調査専門会社(セキュリティベンダー)に発生原因の究明と漏えいの可能性があるデータ範囲の特定を依頼するために、サーバー3台の調査を委託した。セキュリティベンダーの調査の結果、約3万人の患者の個人情報に対し、外部から不正にアクセスされた可能性があることが判明した。	約300万円
謝罪・広報対応	弁護士と相談のうえで、被害者への謝罪と報告文書送付、関係機関への報告、社公表文書(WEB公表)等を作成した。	約50万円
	セキュリティベンダーによる調査結果から判断した外部に漏えいまたはそのおそれの可能性が高い約3万人に、漏えいの経緯の説明を兼ねたお詫び状を郵送した。	約150万円
	その後、お詫びの品を発送した(1人500円の商品券+郵送料)。	約1,800万円
コールセンターの設置	外部に公表した時点で、既存の問い合わせ窓口では対応できなくなることを想定し、新たに専用の問い合わせ窓口を設置した。(10ブース・2週間程度、5ブース・2週間程度)	約500万円
コンサルタント委託	危機管理コンサルタント(外部)の支援を受けながら、現状把握・今後の対応方針の検討等を行う対策会議(3回)を実施した。	約200万円

※上記費用は全て医療機関用団体サイバー保険の「事故対応特別費用」のお支払対象になります。

付帯サービスの概要 (SOMPOリスクマネジメント社提供)

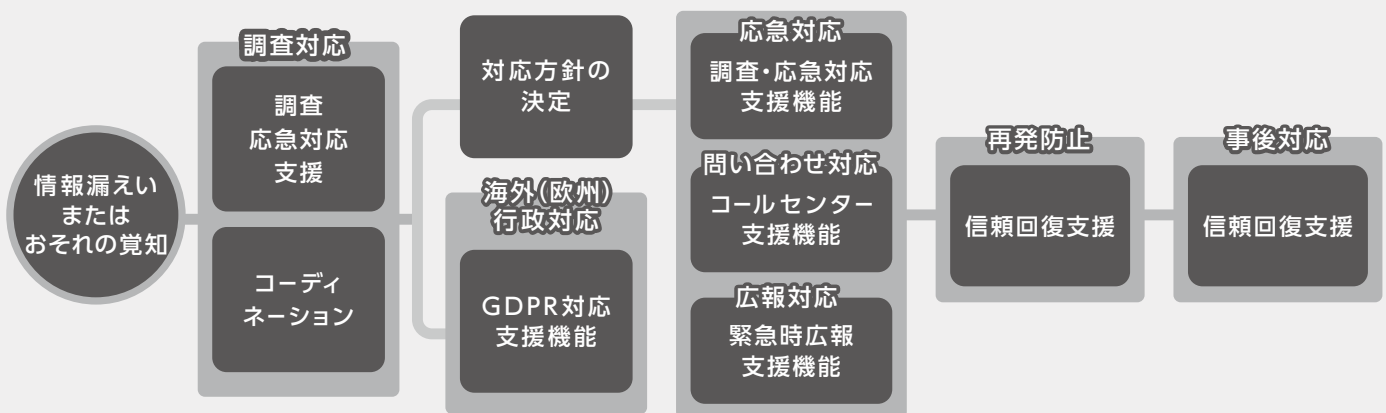
① サイバーリスクにおける事前対策サービス

サービス名称	概要	費用
① サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無料
② 情報漏えい事故対応力診断レポートサービス	近年増加するサイバー攻撃や内部不正による情報漏えいが万が一医療機関で発生した場合に求められる対応への取組状況について、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	
③ ISO27001 (ISMS) 認証取得コンサルティング	継続的な情報セキュリティ向上に取り組むための国際規格である ISO27001 (ISMS) の認証取得に必要な体制構築、教育、内部監査などの各ステップを通じて認証取得をご支援します。	有料
④ 情報セキュリティ事故に係る教育・訓練コンサルティング	過去のインシデント事例などを基にした訓練用のシナリオに沿って、システム部門がどのように事故を検知し、対応するかを考える机上訓練、仮想空間を用いて実際に行動する実機訓練の企画・実施をご支援します。その他にも、標的型攻撃メールに対する予防訓練や各種専門領域に関する研修などのサービスも用意しています。	
⑤ サイバー攻撃を想定した訓練・研修サービス	サイバーセキュリティ対応の実行性を確保・維持するために、① サイバー攻撃想定机上訓練、② サイバー攻撃想定実機訓練、③ 標的型攻撃メール対応訓練、④ 情報セキュリティ研修コースの4つのメニューを用意しています。	

② 事故発生時のサービス (緊急時サポート総合サービス)

「診療所サイバー保険」にご加入いただくと、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、その事故の公表や患者への謝罪等の対応をしなければならない場合、SOMPOグループのリスクコンサルティング会社である、SOMPOリスクマネジメント(株)を窓口として、「緊急時サポート総合サービス」のご利用が可能となり、ワンストップかつ総合的にサポートします。(ただし、日本国内における利用、かつ医療機関用団体サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります。)

情報漏えい時の対応措置と活用できる機能(例)



緊急時の各種サポート機能

① 調査・緊急対応支援機能

- 事故判定 (株)ラック
- 原因究明・影響範囲調査支援 リーガル
- 被害拡大防止アドバイス など ラック(株)

② コーディネーション機能

- 必要となる各種サポート機能の調整 SOMPO
- 法令対応等について協力弁護士事務所を紹介 など リスク

③ GDPR 対応支援機能

- GDPR対応に要する対応方針決定支援 (株)
- 監督機関への通知対応支援 インターネット
- 外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所の紹介 など イニシアティブ

④ コールセンター支援機能

- コールセンター立上げ、運営 (株)ベル
- コールセンターのクロージング支援 など システム24

⑤ 緊急時広報支援機能

- 記者会見実施支援 (株)プラップ
- 報道発表資料のチェックや助言 ジャパン
- 新聞社告支援 など
- SNS 炎上対応支援 (株)エルテス
- (公式アカウント対応サポート)
- WEB モニタリング・緊急通知

⑥ 信頼回復支援機能

- 再発防止策の実施状況について証明書を発行 (株)アイ・エス・
- 格付機関として結果公表を支援 など レーティング

『診療所サイバー保険』の補償内容

『診療所サイバー保険』は、医療機関が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセス等のサイバーインシデントや情報漏えい等に起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(※) 加入者証に記載された施設における医療業務または介護業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要
ア 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関（被保険者）が負担する損害賠償金、争訟費用等
事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用 イ <ul style="list-style-type: none"> ・事故対応特別費用 ・サイバーインシデント対応費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用 	<ol style="list-style-type: none"> ① 保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、記名被保険者が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の超過勤務手当て・臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用情報機器等修理費用、データ復旧費用、ウェブサイト復旧費用等 ② サイバーインシデントのおそれが発見されたことにより、サイバーインシデントの有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用等（注） ③ 情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、その対応のために記名被保険者が支出した認証取得費用・個人見舞費用・事故対応関連費用等の各種費用 ④ 事故が生じたことにより、記名被保険者が規制手続きを行った場合または法令等に抵触するおそれのあることを記名被保険者が知った場合において、それに対応するために記名被保険者が支出した法令等対応費用

(注) サイバーインシデントのおそれが、次の①または②のいずれかによって発見された場合にかぎります。

- ① 公的機関からの通報（サイバーインシデントに関する被害の届出およびインシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。）
- ② 被保険者のコンピュータシステムのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告

『診療所サイバー保険』の加入タイプ

■ 保険期間1年、団体割引20%、告知書割引なし、営業利益+経常費1億円、一括払の場合

保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

加入型	保険金額 (自己負担額なし)		年間保険料 (有床・無床共通)
	損害賠償	事故対応特別費用	
S4	1億円	1,000万円	62,090円
S3	5,000万円	500万円	49,570円
S2	3,000万円	300万円	41,590円
S1	1,000万円	100万円	32,640円

中途加入される場合の保険料（有床・無床共通）

申込日（締切）	5/31	6/30	7/30	8/31	9/30	10/29	11/30	12/31	1/31	2/28	3/31	
補償開始日	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	
加入型	S4	56,920円	51,740円	46,570円	41,390円	36,220円	31,050円	25,870円	20,700円	15,520円	10,350円	5,170円
	S3	45,440円	41,310円	37,180円	33,050円	28,920円	24,790円	20,650円	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円
	S2	38,120円	34,660円	31,190円	27,730円	24,260円	20,800円	17,330円	13,860円	10,400円	6,930円	3,470円
	S1	29,920円	27,200円	24,480円	21,760円	19,040円	16,320円	13,600円	10,880円	8,160円	5,440円	2,720円

保険金をお支払いできない主な場合

共通

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 記名被保険者の使用人等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者の使用人等が行った背任行為について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑤ 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑥ 他人の身体の障害、財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれに起因して提起された損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 遡及日より前に生じた事故に起因する一連の損害賠償請求
- ⑧ 特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑨ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑩ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑪ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
- ⑫ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑬ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑭ 次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求
 - ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと。
 - イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断
- ⑮ 株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求
- ⑯ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求 など

事故に関する各種対応費用部分

- ① 【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ④ 記名被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤ 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑥ 派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑦ 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報の漏えい
- ⑧ サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑨ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害に起因して発生した費用 など

診療所医師賠償責任保険 Q&A

Q 1 加入の証明はありますか？

- A** 「公益社団法人 日本整形外科学会 診療所医師賠償責任保険」にご加入いただきますと、ご加入の証として「加入者証」をお送りします。大切に保管してください。
なお、保険開始から2か月が経過しても「加入者証」が届かない場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2021年5月1日保険始期の「加入者証」は、2021年6月下旬頃にお送りします。

Q 2 領収証が欲しいのですが...

- A** 「保険料領収証」につきましては、契約者である「公益社団法人 日本整形外科学会」宛に発行します。そのため、ご加入いただきました先生個人には「保険料領収証」を発行することができません。「加入者証」にて代用してください。
ご了承くださいませようお願い申し上げます。

Q 3 途中で解約したいのですが...

- A** 前月末までに取扱保険代理店または損保ジャパンにお申し出いただけますと、翌月1日付でご解約が可能です。保険料は月割でご返金します。

その際は必要書類を取扱保険代理店より別途ご案内します。

解約時の注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合

解約の申し出をいただく前に書面で損保ジャパンまでご連絡ください^(※1)。

ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求が補償の対象となります。

ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等^(※2)がある場合は、そちらの保険をご利用いただけます。

(※1) その原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内にご連絡いただかないと、補償の対象となりません。

(※2) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

Q 4 損害賠償請求期間延長担保追加条項とは？

- A** 廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項のセットをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。(被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎりです。)解約のお手続き時にご加入になれます。ご加入にあたっては所定のお申込手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ポイント

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって廃業により保険を解約した場合、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

(保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。前記「解約時の注意点」をご参照ください。)

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する 경우가多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。

廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

Q 5 病院は加入できますか？

- A** この保険に加入できるのは病床数19床以下の診療所となります。病床数20床以上の病院はご加入になれません。

事故が起きた場合は ...

万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合も含まれます。）は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

事故のご連絡先

事故対応窓口(事故に関するご連絡等)

損害保険ジャパン株式会社(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

本店専門保険金サービス部 医師賠償保険金サービス課

〒164-8608 東京都中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス

電話 03(5913)3860

FAX 03(3385)3706

■医療機関受託者賠償責任保険・医療廃棄物排出者責任保険・雇用慣行賠償責任保険・傷害担保追加条項・診療所サイバー保険については

本店企業保険金サービス部

団体保険金サービス第二課

電話 03(5913)3882

FAX 03(3385)3708 (代)

■平日夜間・土日祝日のご連絡先については

事故サポートセンター

(受付時間:平日午後5時から翌日午前9時まで / 土日祝日 24時間^(注))

(注)12月31日から1月3日を含みます

電話 0120(727)110

注意

- 賠償責任を負担する事故が発生した場合には、損保ジャパンとご相談いただきながら、被害者との示談交渉をすすめていただくこととなります。医師賠償責任保険でその事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。(保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。)
- 事前に損保ジャパンの承諾を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合があります。
- この保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象となりません。

1 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが指定するものをご提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
		② 他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書 など
④	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など

(注1) 事故の内容または損害の額および身体障害の程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

2 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手續を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- 公的機関による捜査や調査結果の照会
- 専門機関による鑑定結果の照会
- 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- 日本国外での調査
- 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

3 次の①から④までのいずれかの方法で保険金をお支払いします。

- 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
- 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
- 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
保険法により③の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。
(注)2010年3月31日以前に発生した事故については、手続きが異なりますのでご注意ください。

ご 注 意

- この保険は公益社団法人 日本整形外科学会を契約者とする団体保険です。
- ご加入の際には、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 告知義務（ご契約締結時における注意事項）
 - (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

■告知事項■

【加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて】※加入依頼書にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書の以下の項目をいいます。① 被保険者欄 ② この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約の有無 ③ 医師の日本医師会会員区分 ④ 診療所の経営形態（個人・法人・一人医師医療法人）⑤ 診療所の有床・無床区分 など

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ^(※)取扱保険代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

■加入依頼書等の記載事項の変更■

<例> ① 保険金額等ご契約内容を変更される場合 ② 個人立の診療所が法人立（一人医師医療法人を含みます。）の診療所に組織変更される場合 ③ 法人立（一人医師医療法人を含みます。）の診療所が個人立の診療所に組織変更される場合 ④ 診療所の無床・有床区分の変更 ⑤ 診療所の経営母体の変更 ⑥ 公益社団法人 日本整形外科学会を退会する場合 など
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱保険代理店または損保ジャパンにご確認ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

- (2) ご加入者の住所などを変更される場合にも、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。
- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●取扱保険代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱保険代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険はクーリングオフ（契約申し込みの撤回等）制度の対象ではありません。

●診療所医師賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項および医療施設特約条項等をセットしたものです。

●診療所サイバー保険は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項等をセットしたものです。

●医師賠償責任保険（医師特約条項）では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●ご契約を解約される場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●この保険契約（診療所サイバー保険を除く）の保険適用地域は日本国内となります。

●医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

●診療所サイバー保険の保険適用地域は全世界となります。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（公益社団法人 日本整形外科学会）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については
損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださいるか、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

※このパンフレットは概要を説明したものです。

詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

取扱保険代理店

株式会社 カイトー

ドクター・医学研究営業部

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル

E-mail med-jora@kaito.co.jp

TEL.03(3369)8811 FAX.03(3369)8851

受付時間 平日午前9時から午後5時20分まで

引受保険会社・営業担当

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課

〒160-8338

東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL.03(3349)5402 FAX.03(6388)0161

受付時間 平日午前9時から午後5時まで